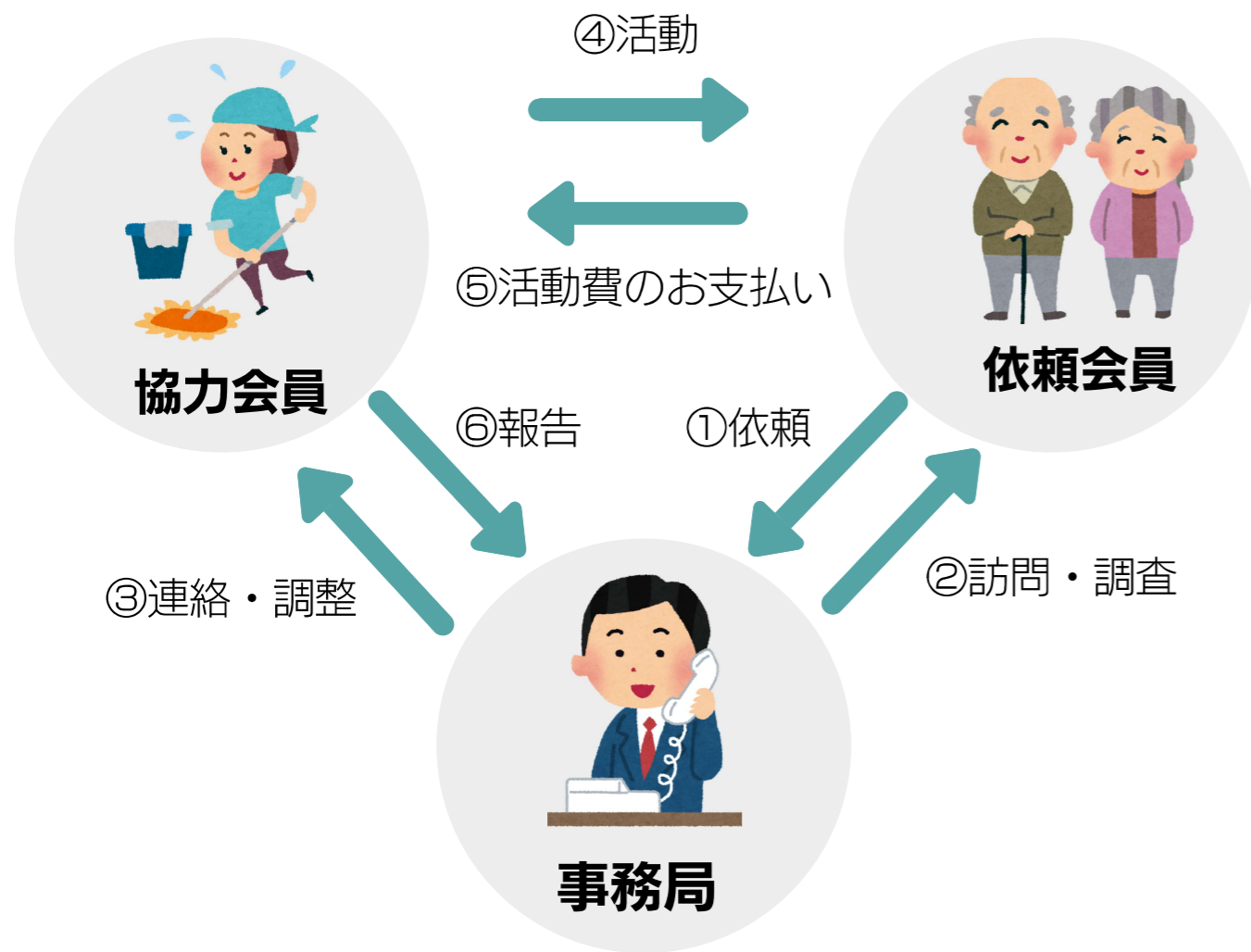


ささえあい・ホットサービス都留



5. 依頼までの流れ



6. その他

- ・協力会員（有償ボランティア）は、社協にて福祉サービス総合補償に加入します。（自動車による事故は、協力会員自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。自動車保険での補償となります。）
- ・活動中に知りえた個人情報には他に漏らさないよう注意してください。
- ・会員同士のトラブル等が生じた場合は速やかに事務局にご連絡ください。
- ・その他、詳細については都留市社会福祉協議会ホームページをご覧ください。直接お問合せください。

1. ささえあい・ホットサービスについて

ボランティアの気持ちを持つ方に協力会員として参加いただき、「自分のできること」で日常生活の困りごとを抱える方を支える仕組みです。

この活動は 有償ボランティアとも言われ、サービス料ではなく、活動に必要な実費を補う目的でご負担いただいています。

社会福祉法人 都留市社会福祉協議会

〒402-0051

山梨県都留市下谷2516番地1

電話：0554-46-5115 FAX：0554-46-5103



2. 協力会員（有償ボランティア）について

ボランティア養成講座を受講し、協力会員に登録する必要があります。



3. ご利用について

・依頼会員

（下記の①～⑤のうちいずれかに当てはまる方が対象となります）

- ① おおむね65歳以上の高齢者世帯
- ② 障がい者世帯
- ③ 未就学児を育てるひとり親世帯
- ④ 怪我、病気等で一時的に生活に支障をきたしている者
- ⑤ その他会長が特に必要と認める者



・受付時間

平日8:30～17:00まで（12月29日～1月3日を除く）

・依頼できる内容

- ① 食事の援助
- ② 衣類の洗濯・補修
- ③ 日常的な住居等の清掃、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ 手紙等の代筆、朗読、話し相手、見守り
- ⑥ 簡単な身の回りの援助
- ⑦ 外出支援（散歩補助、買い物付添、通院の付添等）
- ⑧ 大掃除、粗大ごみの片付け、ゴミ出し
- ⑨ 庭の草取り、庭木の剪定
- ⑩ 子育て支援（家事援助等）
- ⑪ その他、会長が特に必要と認める在宅福祉に必要なサービス。

4. 料金

（1）支援活動費

下記の基準で協力会員にお支払いください。

時間帯	金額（*1）
AM8:30～PM5:00	300円/30分単位
～AM8:30・PM5:00～	350円/30分単位

（*1）

- ・支援時間が30分未満の場合は30分の金額とします。
 - ・30分を超えた30分未満は上記の半額とします。
 - ・時間の計算は、協力会員が依頼会員の自宅についてから、活動が終了するまでとします。
- ※低所得で生活に支障があると会長が認めた場合は、支援活動費については協議します。

（2）交通費

1回の依頼につき交通費として協力会員にお支払いください。（*2）

時間帯	金額	摘要
自家用車 公共交通機関	100円	支援活動1回につき適用

（*2）

- ・交通費は会員が活動場所に移動する費用とします。ただし、生活必需品の買い物の場合には、上記金額に100円を追加します。

（3）その他の費用

燃料代	活動中に依頼会員の自家用車を使用した場合（買い物、薬取り等） 37円/1km
-----	---

- ・活動に必要な物品は、依頼会員にご準備をお願いします。
- ・その他に生じた費用は基本的に依頼会員のご負担となり、必要に応じて事務局と協議します。

活動終了後、その場で依頼会員が協力会員に直接お支払いください。

協力会員は支払いを終えた後領収書を発行します。※釣銭のご用意はしていません。